

運 営 規 程

社会福祉法人 共生会

デイサービスセンター びおとーふ

(通所介護及び介護予防通所介護)

1・事業の目的及び運営の方針

利用者の自主性を尊重し、要介護（介護予防にあつては要支援）になった場合においても、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者が可能な限りその有する能力に応じながら、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行なうことを基本とし、それにより利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2・従業者の職種、員数及び職務内容

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に業務に対する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮管理を行う。
生活相談員	営業日ごとに提供を行う時間数に応じて専従で1人以上	利用者からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。
看 護 師	営業日ごとに1人以上	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
機能訓練指導員	営業日ごとに1人以上	日常生活やレクリエーション、行事等を通じ日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
介護職員	営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で定員15名までは1人以上、以降サービス提供時間数に応じて常勤換算で1人を加えた数以上	利用者の食事や入浴、排泄等の介助及び援助を行う。

*員数は、配置基準以上とする。

*機能訓練指導員は看護師・介護職員が兼務とする。

3・営業日及び営業時間

営業時間	午前8時00分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時15分（送迎時間含まず）
営業日	毎週月曜日～金曜日
定休日	毎週土曜日・日曜日

4・指定通所介護及び介護予防通所介護の利用定員

利用定員	20名
------	-----

5・通所介護及び介護予防通所介護の内容

○サービス内容 通所介護計画又は介護予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供及び介助、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護等を行ないます。

- ① 送迎：お迎え8時00分より開始。お帰り16時15分より開始。
- ② 食事：身体状況に合わせた各種特別食をご用意できます。
- ③ 入浴：一般浴、昇降式ストレッチャーによる特殊浴槽をご用意しております。
- ④機能訓練：レクレーションを兼ねた楽しみながらの訓練を実施しております。
- ⑤生活相談：生活相談員がご相談をお受けいたします。

○料金表

- (1) 基本サービス利用料（介護保険適用サービス料金）
 - ・ 介護報酬額
介護報酬告示上の額
 - ・ 介護保険適用時の自己負担額（代理受領の場合）
介護報酬の告示上の額の一割

(2) その他のサービス利用料

- ・ 昼食費 1食あたり600円(全額自己負担)
- * 昼食費にはおやつも含まれます。
- ・ オムツ代(基本的には持参していただきますが、センターの備品を使用した場合は1回120円)、リクリエーションにかかる費用(実費)等は自己負担となります。

6. 通常の事業の実施地域

- 長南町、茂原市、長柄町、睦沢町、一宮町、長生村、白子町

7. サービス利用に当たっての留意事項

- 送迎時、あるいは、来設した後において、利用者の身体上又は精神上的の理由から、従業者がサービスの提供は困難であると判断した場合、サービスの提供を中止させていただきますのでご了承ください。
- 当日の道路状況や他の利用者の送迎との関係により、送迎者の到着時間には変動がございますのであらかじめご了承ください。
- 通常に使用法以外の使用等により当事業所の設備・器具を破損した場合、その損害を賠償していただきます。

8. 緊急時等における対応方法

- サービスの提供中に様態の変化等があった場合、救急隊、又は緊急時連絡先にきこされた親族・主治医・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9. 非常災害対策

利用者の生命の安全を保障する事を最優先課題とし、予防管理、災害時の教育、訓練等を計画的に実施する。

(1) 教育・訓練内容

- ① 避難誘導訓練
- ② 消化訓練
- ③ 通報訓練
- ④ 地震訓練
- ⑤ 職員緊急集合訓練
- ⑥ 消防用設備の説明

(2) 安全点検分担表

実施及び監督	防火担当箇所	防火担当者
防火管理者	食堂・作業、日常動作訓練室	介護職員
	休養室・家族介護者教育室	看護職員
	備品庫・機械室	介護職員
	浴室・脱衣室・相談室	介護職員
	事務所・便所	介護職員

(3) 自衛消防組織（ケアハウスびおと一ふ・デイサービスびおと一ふ）

	役割分担	昼間	夜間
本部	非常通報連絡	事務所	宿直職員
	消化活動 (初期消火を含む)	事務所・厨房 介護職員	宿直職員
	非難誘導	介護職員	宿直職員
	非常時の持ち出し	事務所	宿直職員
	応急・救護	看護師	看護師
	外部との連絡	施設長 (管理者)	施設長

10・その他運営に関する重要事項

○勤務体制等

- 1 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定める。
- 2 事業所は、従業者の資質向上のための機会を設ける。

○個人情報の保護

- 1 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持することを厳守する。
- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことの内容必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

○ 契約及び契約に定めのない事項

- 1 サービス開始をするまえにあたり通所介護サービス契約書を交わすものとする。
- 2 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約書を履行するものとする。
- 3 契約書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえさだめます。

○ 当法人の概要

法人名	社会福祉法人共生会
代表者	理事長 増田 美夫
本部所在地	千葉県長生郡長南町長南1471番地
電話番号	0475-46-4111
施設・拠点地	千葉県長生郡長南町長南1471 通所介護（介護予防通所介護） ケアハウス 千葉県長生郡長柄町鵠谷982 特別養護老人ホーム 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 茂原市高師824 居宅介護支援事業所

○ サービスの利用方法

居宅介護支援事業所のケアマネージャーにご相談いただくか、又は直接お申し込みください。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口まで申出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：0475-46-4111

(受付時間：月～日曜日 午前9時00分～午後5時00分)

付則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年11月1日から施行する。

この規定は、平成23年6月1日から施行する。

この規定は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年1月1日から施行する。